北秋田市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市規則第34号

北秋田市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

北秋田市一般職の職員の給与に関する規則（平成17年北秋田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第30条第１項中「規則で定める日は、第10条に規定する給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）とする。」を「規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第２項第２号に定める額（第29条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が２以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第13条第４項第１号に定める額の合計額（第31条の２第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第６項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項を次のように改める。

２　給与条例第13条第６項の当該月に支給することが困難な通勤手当として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する場合に該当する通勤手当とする。

（１）　職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の規則第10条第１項に規定する給料の支給日（次号及び次項において「給料の支給日」という。）以後となる場合

（２）　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

第30条第３項中「規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第２項第２号に定める額（第29条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が２以上ある場合においては、その合計額）

及び給与条例第13条第４項第１号に定める額の合計額（第31条の２第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第６項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」を「規則で定める日は、給料の支給日（その日の属する月が給与の月額の半額ずつを月２回に支給する月である場合にあっては、先の給与の支給日）」に改め、同条に次の４項を加える。

４　給与条例第13条第６項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。）までに第25条第１項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

６　職員がその所属する給料を支給する任命権者（以下「給料の支給義務者」という。）を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第２項各号に掲げる場合に該当する通勤手当にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

（１）　職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第２項第１号若しくは第３号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

（２）　前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

７　前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

第31条第１項中「月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「月」に、「それぞれの者」を「それぞれその者」に改め、同条第２項中「その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

（１）　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第25条第１項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月）

（２）　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

（３）　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月

イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第31条に次の１項を加える。

３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市長が定める。

第31条の２第１項中「もの」を「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るもの」に改め、同項第２号中「若しくは通勤方法」を「、通勤方法」に改め、同項第３号中「途中」を「中途」に改め、同条第２項第１号中「15万円」の次に「以下であった場合」を加え、「前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第

１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等）に係る通勤手当の額

第31条の２第３項中「通勤手当を支給した任命権者」を「通勤手当の給料の支給義務者」に、「と事由発生月」を「と事由発生月（前項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）」に、「給与を支給する任命権者」を「給与の給料の支給義務者」に改め、「ときは、」の次に「市長の定めるところにより」を加える。

第31条の４第２項中「途中」を「中途」に、「又は」を「若しくは」に、「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合

に」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第３項を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年９月２日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに北秋田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年北秋田市条例第37号）第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の北秋田市一般職の職員の給与に関する規則第31条の４第２項に規定する場合（同条第３項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の北秋田市一般職の職員の給与に関する規則第30条第５項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

（資料）北秋田市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改正後	改正前
（通勤手当） 第30条　給与条例第13条第６項の規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第２項第２号に定める額（第29条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が２以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第13条第４項第１号に定める額の合計額（第31条の２第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第６項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。	（通勤手当） 第30条　給与条例第13条第６項の規則で定める日は、第10条に規定する給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）とする。 ただし、支給日までに第25条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。
２　給与条例第13条第６項の当該月に支給することが困難な通勤手当として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する場合に該当する通勤手当とする。 （１）　職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の規則第10条第１項に規定する給料の支給日（次号及び次項において「給料の支給日」という。）以後となる場合 （２）　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の給料の支給日後となる場合（次条第２項第２号又は第３号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）	２　支給単位期間（次項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（第31条の２第２項第２号及び第32条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
３　給与条例第13条第６項の規則で定める日は、給料の支給日（その日の属する月が給与の月額の半額ずつを月２回に支給する月である場合にあっては、先の給与の支給日）	３　給与条例第13条第６項の規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第29条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第13条第２項第２号に定める額（第29条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が２以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第13条第４項第１号に定める額の合計額（第31条の２第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第13条第６項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い

改正後	改正前
とする。 ４　給与条例第13条第６項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第25条第１項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。 ５　支給単位期間（第１項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。 ６　職員がその所属する給料を支給する任命権者（以下「給料の支給義務者」という。）を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第２項各号に掲げる場合に該当する通勤手当にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。 （１）　職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第２項第１号若しくは第３号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者 （２）　前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者 ７　前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。	支給単位期間とする。
第31条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月	第31条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第13条第１項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月

改正後	改正前
から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第25条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。	（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者　が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第25条第１項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
２　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。 （１）　通勤手当の額を増額して改定する場合（第３号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第25条第１項の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月） （２）　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月） （３）　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が２以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月 ア　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして市長が定める場合　市長の定める月 イ　アに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月 ３　前項第３号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、市	２　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

改正後	改正前
長が定める。 第31条の２　給与条例第13条第７項の規則で定める事由は、通勤手当（１か月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として市長が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 （１）　（略） （２）　通勤経路、通勤方法　若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合 （３）　月の中途において法第28条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなるとき。 （４）　（略） ２　給与条例第13条第７項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　イに掲げる場合以外の場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車	第31条の２　給与条例第13条第７項の規則で定める事由は、通勤手当（１か月の支給単位期間に係るもの　を除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 （１）　（略） （２）　通勤経路若しくは通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合 （３）　月の途中において法第28条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなるとき。 （４）　（略） ２　給与条例第13条第７項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

改正後	改正前
等（同号の規定による改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。） イ　前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき　既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車等、自動車等又は駐車場等）に係る通勤手当の額	
（２）　（略）	（２）　（略）
３　給与条例第13条第７項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月（前項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、市長の定める月）の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、市長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。	３　給与条例第13条第７項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月　の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、　当該給与から当該額を差し引くことができる。
第31条の４　（略）	第31条の４　（略）
２　月の中途において法第28条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、若しくは法第29条の規定により停職された場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき又は出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなった日の属する月　から	２　月の途中において法第28条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条の規定により育児休業をし、又は　法第29条の規定により停職された場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）　は、支給単位期間は、その後復職し、又は　職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から

改正後	改正前
開始する。	開始する。 ３　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。